

令和7年度 横浜市つたのは学園 事業計画

横浜市つたのは学園は、横浜市指定管理事業者として第1期（平成21年度～30年度）に続き第2期（平成31年度～令和10年度）の指定を受け、7年目を迎えます。これまで積み重ねてきた支援の実績や運営のノウハウを検証し、第3期の受託を視野に入れて取組んでいく必要があります。

利用者支援（定員50名、令和7年2月1日現在登録者数：51名）においては、横浜市の指定管理施設として引き続き、地域で生活する障害者のニーズに積極的に応えて行くとともに、家族状況等も視野に入れながら支援に努めて行きます。令和7年度も特別支援学校卒業生5名を新たに受け入れる予定です。

押しなべて支援ニーズが高く（支援区分平均5.4、前年度比0.1増）、また年齢幅も広い利用者に、適切な支援が提供できる職員体制の整備並びに育成が一層重要となります。

また指定管理という環境の中で、職員一丸となって全力で取り組んできた16年の運営実績にかんがみ、法人の重要な拠点として、法人において長期的な管理運営体制の確立が求められています。

以上のことを見頭に置きながら、法人内他事業所や法人事務局との連携のもとに、引き続き円滑な運営に努めて行きます。

1. 重点目標について

（1）「豊かな未来を見据えた支援」の取組み

利用者が18歳から76歳という年齢幅のある中、支援の基本方針「豊かな未来を見据えた支援」（令和4年度策定）のもと、年齢や個々の利用者の特性に合わせたプログラムを提供し、一人ひとりの可能性発揮をエンパワーする支援を取り組む。充実した日中活動を過ごせるよう利用者が主体となる支援を提供していく。

（2）職員体制の整備と育成強化の取組み

令和6年度は、職員個々の様々な事情から休職者等が相次ぎ、職員体制は大変厳しい状況となった。職員体制の整備・再構築が急務である。

併せて、中長期的な運営体制を視野に入れ、バランスの取れた体制構築を目指していく。

利用者支援と各種会議・委員会の取り組みが適切に連動し、必要な研修が設定できる体制整備と運営に努める。

（3）長期的な運営を視野に入れた運営体制構築の取組み

新たな施設長のもと、第3期受託を視野に入れた管理運営体制の構築に注力が必要である。当法人は各拠点による自己完結的な運営の色彩が強く、指定管理受託からスタートし、かつ歴史の浅い当拠点については法人資源の配分や人材育成において、必ずしも長期的な観点に立った方策が講じられてきたとは言い難い。そうした中にありつつも、これまで職員が努力を積み重ねてきた実績を

踏まえ、第3期受託に向けた運営体制の整備構築について法人本部と連携しながら取組んでいくこととする。

2. 管理面について

(1) 施設管理

- ① 開設（昭和57年4月）以来43年目を迎える、建物・設備の経年劣化と支援の高度化・構造化、事業内容の充実という状況の中で、修繕費等について限られた予算の効果的な執行を目指す。
- ② 強度行動障害等の障害特性を踏まえ、利用者にとって安心でき、かつ安全で活動しやすい環境整備について、順次実施していく。
- ③ 横浜市長津田地区センターとの複合施設であることから、施設全体で行われる改修工事等については横浜市、地区センターと連携をとりながらしていく。また、横浜市が行う補修工事等についても連絡調整を行い円滑に実施できるようにする。

(2) 職員体制

- ① 現状として、一定のキャリアを有する職員が相当数在籍し、かつ、指定管理施設にふさわしい支援を提供していくことについての意識が共有されている。職員の高いモチベーションを維持しつつ支援スキルの更なる向上を目指す。
- ② 支援員については、20代男性が半数を占める登録利用者の状況、体制配置加算や長期的な職員体制のあり方等を踏まえ、バランスの取れた職員構成を目指す。
- ③ 人材確保については、以上の観点から、必要とする人材を見極めながら取り組むこととする。
- ④ 指定管理施設の特性上、管理部門は横浜市との間で様々な指示・調整等への対応が求められ、総務担当者の負担は大きいものがある。必要に応じ法人事務局と連携し円滑な業務処理に努める。

(3) 医務

利用者の健康管理、機能維持については、医務主任を中心に、引き続き嘱託医（みどりの家診療所・三宅捷太医師）による月1回の定期的な健康相談の実施と医療機関の紹介や必要があれば通院同行も行っていく。
また、毎月「保健だより」を発行し、保護者への適切な情報提供を行う。

(4) 各種委員会、会議等

- ① 各レベルの会議と各種委員会を定期的に開催することにより、施設全体の円滑な運営を図るとともに、意見・情報交換により職員の育成と積極的な活動につなげる。
- ② 各支援グループの会議及びケース検討会議を定期的に行う。また、個々の職員が外部の各関係機関と連絡を取りマネジメントできる力についていく。

3. 支援面について

(1) 支援方針について

- ① 「豊かな未来を見据えた支援」の方針のもと、利用者の全体像を把握し、本人や家族の想いに沿った個別支援計画を作成すると共に、利用者主体のストレングスの見方を取り入れる。また、利用者にわかりやすい提示と説明を心がける。
- ② 「利用者支援マニュアル」について、全支援員が利用者に対して統一した支援ができるように状況に合わせて常に見直しを行っていく。
- ③ 利用者の細かな気付きを大切にし、状況の把握を行い個々の持っている力が発揮できるよう支援を行う。
- ④ 「よこはま障害者共同受注総合センター・わーくる」に事業者登録を行った。利用者の能力・特性を踏まえ、受注作業や自主製品プロジェクトの更なる充実を図る。

(2) 余暇活動支援について

- ① 余暇活動については、利用者会議等による当事者の意思決定を重視して、今後の利用者の生活がより豊になるような視点で取り組む。
- ② 旅行の形態については利用者のニーズに合わせ実施内容を決定する。

(3) 利用者の権利擁護・虐待防止について

- ① 権利擁護・虐待防止・身体拘束等廃止・適正化委員会を定期開催し、チェックリスト実施・振り返り・研修計画策定等を行い、職員全体の意識並びに支援スキルの向上に努める。
- ② Yネットに参画し、オンブズパーソンの定期訪問を受け意見交換を実施する。

(4) 専門機関等との連携について

横浜市発達障害者支援センターや理学療法士等の専門機関と連携を取りながら、個々の利用者にあった自立課題や機能維持のプログラムの提供を行う。

(5) 送迎について

- ① 公用車の維持管理について委託業者 ((株) セノン) と定期的に話し合い、スムーズな運行を確保する。
- ② 自宅送迎やコースの多さ等、送迎に関する職員の負担が小さくなく、また新規利用者受け入れの制約ともなっていることから、適切な送迎のあり方について引き続き検討していく。

(6) 偕恵シグナルグループホームとの連携について

利用者が入居する偕恵シグナルグループホームでの生活が安心、安定して継続できるように「シグナル事業所」と連携を取りながら支援を行い、職員が障害者の地域生活の意義等について理解を深める機会としていく。

(7) 日中一時支援事業について

ニーズが増えてきている状況にある（令和6年度実績：月平均延べ48人）。運営方法や職員体制を調整し、極力受け入れを行い在宅支援の一助とする。

4. 人材育成

- ① 横浜市社会福祉協議会(ウィリング横浜)が実施する各種研修に年齢及び経験

年数に応じ計画的に参加し、個々のキャリアに応じた知識を習得できるようにする。

- ② 緑区地域自立支援協議会の計画相談・地域ネットワーク、日中活動部会等に積極的に参加し、他事業所や地域の情報を学んでいく。
- ③ 受講者は伝達研修を行い職員全体で共有する。
- ④ 強度行動障害支援者養成研修の基礎研修及び実践研修について継続的に受講申し込みを行う。
- ⑤ 横浜市発達障害者支援センター等専門家の勉強会を継続していく。生活介護における「重度障害者支援加算」の報酬をとれるように「支援計画シート」の作成を行っていく。
- ⑥ サービス管理責任者研修について、法人内の各事業所と調整し計画的に受講していく。

5. 計画相談支援事業について

- (1) 令和7年度より、常勤職員1名を「相談支援事業所たのは」に専任で配置する。自主事業として利用者の計画相談を担当し、充実した支援を行うため、法人内の「計画相談シグナル」と連携しながら質の高いサービス提供を目指す。
- (2) 関係区の地域自立支援協議会等に積極的に参加し、関係機関との連携を深め、情報収集及び顔の見える関係づくりを行う。

6. 家族会及び家族との関係について

- ① 「利用者およびご家族の皆様へ」を毎月発行し、行事予定等をお伝えする。
- ② 家族会は令和6年3月をもって解散したことから、施設主催による報告会を開催し、利用者の活動の状況をお伝えするとともに、意見交換等を行う。
- ③ 嘴託医の協力や常勤看護師により、ご家族からの医療的相談に積極的に対応していく。
- ④ ご家族も高齢になり、体調不良等で送迎が出来ずに欠席する利用者が増えていることから、個別相談を通じ家族との連携を強化する。

7. 地域との交流及び公益的な取組みについて

- ① 地域交流委員会を中心に、「みどりハートフルマーケット」(緑区役所での販売)、「あすなろ会」(田奈中学校福祉活動)等へ積極的に参加し、交流・啓発を図っていく。
- ② 長津田小学校、長津田地区センターとの3施設合同のイベントを実施する(11月)。
- ③ 緑区社会福祉協議会福祉施設等分科会に参画し、「災害時の回覧板を利用した取り組み」に継続して参加し、情報交換を行いながら災害時の協力体制を深める。
- ④ 福祉避難所の指定を受けていることから、緑区と連携し所定の訓練を実施する。

- ⑤ 教育実習生（社会福祉士を含む）に対しては実習目標が達成できるように指導するとともに、より障害者及び障害福祉への理解と関心が持てる実習プログラムとしていく。
- ⑥ ボランティアの積極的な受け入れを図る。
- ⑦ 近隣施設や地域で活動する団体に施設の一部（ホール・園庭）を開放する。
 - ・近隣保育園 園外プログラムの一環として平日に園庭を提供
 - ・団体への土日開放 吹奏楽団（ホール）、少年野球チーム（2）（園庭）